コロナ_3

★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

	No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	※を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B2 国の R4予算分（交付限度額④）	B3' 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B3'' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B4' 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B4'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象者、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査徴進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考①「地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名」	予算区分
														合計	912,561	845,927	42,570	0	0	332,139	434,970	36,248	30,242	36,392											
低所得者世帯給付金に係る部分	1	R4	単	○	○	住民税非課税世帯生活支援給付金【低所得者世帯給付金】	–	○		○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	–		434,970	434,970					434,970				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割非課税世帯9月時点への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②給付金 ③給付金 非課税世帯　14,499世帯×30千円＝434,970千円 ④令和5年度住民税均等割非課税世帯	–	–	○	–	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金に係る部分	2	R4	単	○	○	住民税非課税世帯生活支援給付金（事務費）	–	○		○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う地方創生臨時交付金		68,177	68,177				31,929		36,248			①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割非課税世帯9月時点1世帯あたり3万円を支給する。 ②事務費 ③事務費　68,177千円 ①委託料60,948千円(申請窓口・コールセンター業務等) ②通信費1,640千円(確認書・決定通知書郵送等) ③印刷製本費 (4千円)(フイル・コピー用紙等) ④印刷製本費 476千円(送付返信用封筒印刷) ⑤手数料 1,870千円(振込手数料) ⑥工事請負費1,100千円(電話) ④令和5年度住民税均等割非課税世帯	–	–	–	–	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金に係る部分	3	R4	単	○	–	住民税均等割のみ課税世帯等生活支援給付金	–	○		○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う地方創生臨時交付金		5,010	5,010				5,010				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（8月時点）及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税等相当となった世帯への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。（給付金・定額減税一体支援枠に該当する世帯を除く） ②給付金 ③給付金　167世帯×30千円＝5,010千円 ④令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税等相当となった世帯	–	–	○	–	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金に係る部分	4					–																												
低所得者世帯給付金に係る部分	5					–																												
低所得者世帯給付金に係る部分	6	R4	単	○	–	住民税均等割のみ課税世帯等生活支援給付金（事務費）	–	○		○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う地方創生臨時交付金		15,287	15,287				15,287				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（8月時点）及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税等相当となった世帯への生活支援として、への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②事務費 ③事務費　15,287千円→B ①委託料14,476千円(申請窓口・コールセンター業務等) ②通信費480千円(確認書・決定通知書郵送等) ③印刷製本費 (4千円)(送付返信用封筒印刷) ④手数料 275千円(振込手数料) ④令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税等相当となった世帯	–	–	–	–	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
	7					–																												
	8					–																												
	9	R4	単	○	–	コミュニティバス事業者支援事業	–	○		○	④－１．原油価格高騰対策	○	⑤地域公共交通や地域観光事業に対する支援		14,266	14,266				14,266				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受けるコミュニティバス運行事業者に対し、経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金（コミュニティバスの運行経費の一部、燃料費高騰分） ③①運行経費 計：11,117千円→A ①ハッピーバス R5年度年間運行経費：133,259,260円 × 支援率8.1%=10,794千円 ②クラシバス R5年度年間運行経費21,326,000円 × 支援率1.5%=323千円 ※年間運行経費と支援率はR5年度実績値をもとに決定します。 ②燃料費高騰分：3,149千円→B ①ハッピーバス R5年度年間燃料使用量85,912ℓ × 支援単価（燃料高騰額）32円=2,749千円 ②クラシバス R5年度年間燃料使用量12,488ℓ × 支援単価（燃料高騰額）32円=400千円 ※年間燃料使用量と支援単価はR5年度実績値をもとに決定します。 A+B=14,266千円 ④管内野市コミュニティバス運行事業者（ハッピーバス、チラシド♪バス）	–	○	–	–	R5.4	R6.3	公共交通の安定運営を目標とした運行距離 ・ハッピーバス　28179.60km ・チラシド♪バス　52442.28km	HPによる周知			R5補正（地）
	10	R4	単	○	–	公共交通運行継続支援事業	–	○		○	④－１．原油価格高騰対策	○	⑤地域公共交通や地域観光事業に対する支援		12,650	12,650				12,650				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対し、経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金 ③ ①路線バス：22路線 × 支援金300千円/一便=6,600千円…A ②タクシー：100台 × 支援金50千円/一便=5,000千円…B ③個人タクシー：21台 × 支援金50千円/一便=1,050千円…C A+B+C=12,650千円 ④ ①市内を運行する路線バス事業者 ②市内に本店または営業所を有するタクシー事業者 ③市内に住所を有する個人タクシー事業者	–	–	–	–	R5.4	R6.3	交付対象事業者への交付率 100%	HPによる周知			R5補正（地）
	11	R4	単	○	–	物価高騰対策農業継続支援事業	–	○		○	④－１．原油価格高騰対策	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		7,540	7,540				7,540				①新型コロナウイルス感染症期におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対し、営農継続及び経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金 ③支援額 7,540千円（平均支援額260千円 × 農家数29件） （支援金額算出方法） R4年総販売金額 × 経費率(6%) 万円未満切捨 ※上限40千円 ※経費率6%は、資材燃料の高騰状況を基に設定 ④市内農業者	–	–	–	–	R5.7	R6.3	支援件数　50件	チラシ、HPによる周知			R5補正（地）

No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活や事業活動に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	※⑤を選択した場合、メリハリ効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑤、⑧）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考欄 （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
12	R4	単	○	–	信用保証料補助金		–	○	○	④－１．原油価格高騰対策	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		30,692	30,692				30,692					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける市内中小企業者に対し、金融機関より融資を受ける際に支払う信用保証料相当額を補助金として交付し、事業者の資金繰りの円滑化を図ることで経営を安定させ、事業継続を支援し、経営環境の改善を促す。 ②補助金、郵送料 ③ ①補助金額：30,675千円×A （1新規融資分 29,904千円 2融資条件変更分 771千円 ②郵送料：117千円×8 対象事業者202件(R4年実績を基に算出)×84円/件≒17,000円 A=※30,692千円 ④宮古野市中小企業資金融資制度を利用している市内中小企業者および千葉県、千葉県信用保証協会制度を利用している市内中小企業者	–	–	–	–	R5.6	R6.3	信用保証料補助件数 202件	チラシ配布、広報、HPによる周知			RS補正(地)
13	R4	単	○	–	商店街共同施設管理事業支援金		–	○	○	④－１．原油価格高騰対策	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		2,194	2,194				2,194					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける市内商店街組合等に対し、商店街組合等が管理している街路灯の電気料に対して補助を行うことで、商店街組合等の安定的な運営の維持を図る。 ②補助金 ③補助金額：2,194千円 RS年度補助金額5,136千円-RS当初予算補助額2,942千円=2,194千円 ④市内商店街組合等	–	–	–	–	R5.4	R6.3	電気料高騰に伴う商店街組合等の負担軽減及び活性化 補助件数：11商店街組合等	宮古野市商店会連合会を通じて、関係団体に周知、対象となる全商店街協同組合等への通知			RS補正(地)
14	R4	単	–	–	ウクライナ避難民支援事業		○	–	○	④－IV．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	–		700	700	700								①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受けるウクライナからの避難民に対し、負担軽減を目的に、避難先住居への入居に係る費用の一部を支援する。 ②支援金 ③支援金：700千円 ①一律支援金100千円/世帯×5世帯=500千円 ②世帯員加算金50千円/人×1人×4世帯=200千円 ※同一世帯の2人目以降は1人当たり50千円を加算 ①-②=700千円 ④ウクライナからの避難民	–	–	○	–	R5.7	R6.3	申請数 6件	窓口や電話における相談時に案内 HPによる周知			RS補正(地)
15	R4	単	○	–	教育・保育施設における電力・ガス等価格高騰支援事業		–	○	○	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	○	広域療・介護・保育施設、学校施設、公営市場等に対する物価高騰対策支援		15,817	15,817				15,817					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける市内教育・保育施設設置事業者に対し、経営の安定化を図るため、運営経費の一部を支援する。 ②支援金 ③支援金：15,817千円 ①民間認可保育所(17施設) 9,088千円 ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設)5,976千円 ③小規模事業(11施設)421千円 ④認可外保育施設(1施設)332千円 ④市内の民間教育・保育施設等の設置事業者 計36施設 ①民間認可保育所(17施設) ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設) ③小規模事業(11施設) ④認可外保育施設(1施設)	–	–	–	–	R5.4	R6.3	対象事業者への支給率100%	対象全施設への通知 HPによる周知			RS補正(地)
16	R4	単	○	–	保育所等給食費支援事業		–	○	○	④－IV．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		4,183	4,183				4,183					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける市内教育・保育施設等を利用する保護者の負担軽減を目的に、給食用い材料費等の経費の一部を施設設置事業者に交付する。 ② ②徴用費、補助金 ③：4,183千円 ①：徴用費：市立施設に要する経費：1,476千円 ②補助金：私立施設に要する経費：2,707千円 （1)民間認可保育所(17施設) 1,858千円 ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設) 695千円 ③小規模事業(11施設) 88千円 ④認可外保育施設(1施設) 66千円 ④市内教育・保育施設等	–	–	–	–	R5.4	R6.3	徴用費：燃材料費増額に伴う保護者負担0円 補助金：対象事業者への支給率100%	対象全施設への通知 HPによる周知			RS補正(地)
17	R4	単	○	–	未就学児の成長応援臨時給付金		–	○	○	④－IV．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		94,830	94,830				94,830					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受ける未就学児のいる子育て世帯の負担軽減を目的に給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③ ①：給付金　8,500人×10千円=85,000千円…A 0歳（令和4年度生）1,083人　1歳（令和3年度生）1,144人　2歳（令和2年度生）1,227人 3歳（平成31年度生）1,293人　4歳（平成30年度生）1,318人　5歳（平成29年度生）1,373人 小計　7,438人 未出生（令和5年度生）概算　1,000人 令和5年度転入者概算　62人 ②：事務費　9,830千円…B 徴用費　450千円　　役務費　1,300千円 委託料　7,700千円 使用料賃借料　380千円 A+B=94,830千円 ④令和5年度時点で小学校入学前の児童を養育する保護者	–	–	○	–	R5.4	R6.3	対象者への支給率100%	HPによる周知			RS補正(地)

No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活や事業活動に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	※⑤を選択した場合、メリハリ効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考欄 （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
18	R4	単	○	–	子どもの成長応援臨時給付金（県外転入小中学生分）		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		2,189	2,189				2,189					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受け、県の「子どもの成長応援臨時給付金」の対象外となる、令和5年5月1日以降に県外転入した小中学生を養育する子育て世帯の負担軽減を目的に給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③ ①給付金　100人 × 10千円=1,000千円…A 対象児童数（概算）　100人 ②運用費　1,189千円…B 需用費　67千円　役務費　122千円　委託料　1,000千円 A+B=2,189千円 ④令和5年5月1日以降に県外転入した小中学生を養育する保護者	–	–	○	–	R5.7	R6.3	対象者への支給率100%	HPによる周知			R5補正(地)
19	R4	単	–	–	障害福祉サービス事業所支援事業		○	–	○	④-１. 原油価格高騰対策	○	–		362	362	362								①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図り、市民が必要とする障害福祉サービスの確保に資する。 ②交付金、通信費 ③①交付金：9事業所 × 40千円＝360千円…A ②通信費　2千円…B A+B=362千円 ④市内障害福祉サービス事業所。ただし、千葉県の実施する令和5年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）の対象となる施設は対象外とする。	–	–	–	–	R5.12	R6.3	支援対象事業者への交付率100%	ホームページ			R5補正(地)
20	R4	単	○	–	介護サービス事業者支援事業		–	○	○	④-１. 原油価格高騰対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		18,991	18,991				18,991					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図り、もって市民が必要とする介護サービスの確保に資する。 ②交付金、通信費 ③①交付金：18,975千円…A 内訳） ①1.居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護　58事業所 × 100千円=5,800千円 2.通所リハビリテーション　3事業所 × 300千円=900千円 3.特定施設入居者生活介護　定員499人/8事業所 × 25千円=12,475千円 ②通信費：16千円（勧奨通知、決定通知）…B A+B=18,991千円 ④市内介護保険事業所。ただし、千葉県が行う同様の補助金の対象となっている事業所は対象外とする。	–	–	–	–	R5.12	R6.3	支援対象事業者への交付率100%	ホームページ			R5補正(地)
21	R4	単	○	–	民間認可保育所施設整備における建築資材価格高騰対策支援事業		–	○	○	④-１. 原油価格高騰対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		40,114	40,114				40,114					①新型コロナウイルス感染症禍における急激な物価高騰があったことから、民間施設整備において建築資材価格高騰対策支援を行い、予定通りの施設開園を目指す。 ②補助金 ③補助額：40,114,000円 ※国の交付要綱に基づき算出した額と本市負担分を合わせた合計額に物価上昇率を乗じた額 ④民間認可保育所施設整備（2施設）	–	○	–	–	R5.12	R6.3	建築資材高騰分と示された額の100%を補助	ホームページ			R5補正(地)
22	R4	単	○	–	学校給食費第3子以降無償化事業		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		68,273	34,247				34,247			34,026		①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受けている多子世帯の子育てに対する経済的負担を軽減するため、習志野市立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費を無償化する。 ②補助金、通信費等 ③【積算根拠】 ①補助金：34,026千円…A 対象人数：約1,100人　対象額：68,052千円　県補助金：34,026千円 ②通信費：12千円（交付決定通知）…B ③消耗品費：44千円（用紙等）…C ④印刷製本費：0.1千円…D A+B+C+D=34,247千円 ④3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の子（習志野市立小中学校の在籍者）	–	–	–	–	R5.4	R6.3	多子世帯の経済負担軽減を図るための保護者負担0円	ホームページ			R5当初(地)
23	R4	単	○	–	入学資金給付事業		–	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		2,200	2,200				2,200					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー物価高騰の影響を受けている高等学校等への入学を控える中学校3年生を子に持つ経済的に困窮する保護者に対して、入学に係る費用の一部を給付するもの。 ②給付金 ③①全日制(A)第1子）20千円 × 60人=1,200千円 ②全日制(B)第2子以降）25千円 × 40人=1,000千円 ①+②=2,200千円 ④習志野市立中学校3年生で就学援助を受けている者のうち、要保護、非課税世帯を除く保護者	–	–	○	–	R5.4	R6.3	給付対象者への給付率100%	ホームページ			R5当初(地)

No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に重点を置き支援する事業や事業者に対する支援	低所得世帯等支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑤を選択した場合、より効果が高まると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考欄（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
24	R4	補	－	－	地方消費者行政強化交付金	内閣府	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		110	55	55						55		①新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い増加した消費者問題や国の重要政策に係る新たな課題に対する研修会等へ参加し、消費生活相談員等の相談対応能力の向上を図り、消費生活相談窓口の機能強化を図る。 ②研修会に参加するための参加費（負担金）及び旅費 ③参加費（負担金）1泊2日研修に5名参加 4,000円×5名=20,000円 研修出席に係る日当宿泊費等及び交通費5名分 交通費2,500円×2日×5名=25,000円 日当4,940円×5名=24,700円 宿泊4,000円×2泊×5名=40,000円 ④地方公共団体	－	－	－	－	R5.8	R6.3	消費生活相談あっせん解決割合90%以上を2日間です	ホームページ、広報等			R4補正（国）
25	R4	補	－	－	学校保健特別対策事業費補助金	文部科学省	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		36,404	18,202	18,202						18,202		【感染症流行下における学校教育活動体制整備事業】 ①新型コロナウイルス感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限にとどめつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者等の発生に伴う対応等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備を支援する。 ②事業費 ③【積算根拠】 ※1校当たり0.5上限額 小規模校：90万円　中規模校：135万円　大規模校：180万円　高等学校：270万円 事業費：36,404千円 × 補助率1/2=18,202千円 ①感染症対策　事務局型保分：18,900千円 ②換気対策：17,504千円 小規模校5校：2,104千円　中規模校4校：2,700千円　大規模校14校：12,032千円　高等学校1校：668千円 ④対象小学校、中学校、高等学校	－	－	－	－	R5.1	R6.3	学校内での集団感染発生件数0件	ホームページ			R4補正（国）
26	R4	補	－	－	教育支援体制整備事業費交付金	文部科学省	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		300	150	150						150		(幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)) ①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品購入等 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等 ③公立幼稚園　1施設　300,000円 ④対象公立幼稚園	－	－	－	－	R5.4	R6.3	新型コロナウイルス感染症拡大での事業継続不可施設0施設	ホームページ 対象施設へ通知			R4補正（国）
27	R4	補	－	－	母子保健衛生費補助金	厚生労働省	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		499	250	250						249		(産後ケア事業を行う施設における感染症拡大防止対策事業) ①新型コロナウイルス感染症防止対策として、産後ケア事業を行う施設に必要な経費を補助するもの。 ②産後ケア事業を行う施設が、組織した事業施設が行えるよう、施設の消毒や清掃、追加的に必要となる人員確保等に必要な経費を補助する。 ③消毒用アルコールや感染予防に係る消耗品498,960円（勤務する職員及び利用者向けのマスク購入15,000円×12か月、消毒用エタノール等購入138,960円/年、事業所等の消毒15,000円×12か月） ④市内産後ケア受託施設：ファミール産院津田沼	－	○	－	－	R5.4	R6.3	施設内での集団感染（産後ケア対象者）発生件数0件	ホームページ			R5補正（国）
28	R4	補	－	－	子ども・子育て支援交付金	内閣府	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		7,099	2,367	2,367						2,366	2,366	(新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業) ①地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について 補助を行う。また、感染症対策のための現状改善にかかる経費について補助を行う。 ②職員に感染者等が発生したことに伴う人員不足を補うための、緊急的に職員を確保するために要した経費 ③放課後児童健全育成事業、産後・委託児童会 地域子育て支援拠点事業　1施設　300,000円 一時預かり事業　16施設　4,800,000円 ※その他記載の2,366千円は裏緒助分 ④放課後児童健全育成事業、産後・委託児童会 地域子育て支援拠点事業、こどもセンターを運営する私立こども園 一時預かり事業、事業実施の私立保育施設	－	－	－	－	R5.4	R6.3	新型コロナウイルス感染症拡大での事業継続不可施設0施設	対象施設へ通知、HP等			R4補正（国）
29	R4	補	－	－	学校保健特別対策事業費補助金	文部科学省	○	－	○	⑤-ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		340	170	170						170		【感染症流行下における学校教育活動体制整備事業】 ①新型コロナウイルス感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限にとどめつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者等の発生に伴う対応等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備を支援する。 ②事業費 ③【積算根拠】 ※No.25において補助上限に達していない学校に対し、補助上限の範囲内において追加で補助をするもの。 ④ 事業費：340千円 × 補助率1/2=170千円 ①換気対策：340千円 ④対象高等学校	－	－	－	－	R5.4	R6.3	学校内での集団感染発生件数0件	ホームページ			R4補正（国）

No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において現道に限定されない措置等に関する生活困窮者支援の充実に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分		コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	選択した場合、以外が効果があると考える理由	A	B							C	D	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
							通常交付金	重点交付金						総事業費	交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	国庫補助額	その他（一般財源や補助対象外経費等）											
30	R4	補	–	–	保育対策事業費補助金	厚生労働省	○	–	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	–		18,100	9,050	9,050						9,050		①新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業） ①新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していただく必要な経費について補助を行う。また、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行う。 ②新型コロナウイルス感染症発生時に対応するための備品、及び職員個人の想定外の業務実施の手当等 ③400,000円×34施設＝13,600,000円 300,000円×13施設＝4,500,000円 ④習志野市内の保育所、こども園、小規模保育施設、認可外保育施設	–	–	–	–	R5.4	R6.3	新型コロナウイルス感染症拡大での事業継続不可施設0施設	対象施設へ通知、HP等			R4補正（国）
31	R4	単	–	–	職員採用試験における子ストセンター方法試験の実施		○	–	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	–		2,046	2,046	2,046								①職員採用試験（筆記試験）の受験会場には多くの人が集まることから、新型コロナウイルス感染症防止対策として、令和4年度に試験方法を改め、テストセンター方式の試験を導入した。令和5年度も継続して実施する。 ・テストセンター方式とは、 外部試験会場（主に予備校など）において、パソコン画面で出題、実施する試験方式で、受験者にID、パスワードを発行して、受験者のアクセスが便利な会場で採用試験を受験するもの。 ・導入によるメリット ・職員及び受験者の感染症拡大防止。 ・採用試験、会場設営時の時間外勤務の削減。 ・受験票の発送、テストのとりまとめ等、担当職員の業務改善。 ・学校の長期経過（教員の勤務、部活動ができない等） ②実施委託料及びシステム利用料 ③積算根拠 テストセンター方式の費用 4,400円×400人＝1,773,200円…①（事務職　第1、2回分） 2,000円×217人＝434,000円…②（事務職　第1、2回分） 従来方式の費用 （800円+900円）×403人＝564,200円…③ 1,600円×217人＝347,200円…④ ・システム利用料（50,000円…⑤（職員採用管理システム） 合計（①+②…③…④+⑤　2,045,800円 ④地方公共団体	–	–	–	–	R5.4	R6.3	職員採用試験時における感染者0人	ホームページ、広報、受験案内			R5当初（地）
32	R4	単	–	–	救急活動に係る消耗品購入		○	–	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	–		5,680	5,680	5,680								①消防職員の新型コロナウイルス感染防止対策を図り、消防力低下を防ぐ。 ②救急活動時における感染対策消耗品費 ③感染防止用資器材　5,679,360円 ④地方公共団体（消防職員及び消防施設）	–	–	–	–	R5.4	R6.3	消防職員間での集団感染発生件数0件	ホームページ			R5当初（地）
33	R4	単	–	–	小中学校パソコン推進事業		○	–	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	–		2,834	2,834	2,834								①新型コロナウイルス感染症対策の一環の学習支援として、オンライン授業実施のための環境整備 ②大型提示装置購入費 ③大型提示装置　14台　2,833,920円 ④地方公共団体	–	–	–	–	R5.4	R5.8	大型提示装置　14台　整備	ホームページ			R5当初（地）
34	R4	単	–	–	オンライン会議環境のさらなる整備		○	–	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	–		704	704	704								①新型コロナウイルス感染症対策として行っているオンライン会議実施のための環境整備 ②タブレット購入費 ③タブレット　8台×80,000円×1.1=704,000円 ④地方公共団体	–	–	–	–	R6.1	R6.3	職員の感染数の減少	ホームページ			R5当初（地）